平成28年度　市町村制度状況一覧　　H28.10～

NO	市町村名	子ども医療（81） 入院 助成対象 小学生	中学生	18歳の年度末	入院 1日あたりの自己負担額【月7日限度】【○：自己負担なし】 3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	通院 助成対象 小学生	中学生	18歳の年度末	通院 1月あたりの自己負担額【○：自己負担なし】 3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	障害者（80） 対象範囲	1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】 入院	通院	ひとり親（90） 対象範囲	1月あたりの自己負担【○：自己負担なし】 入院	通院
	福岡県	●			○	500円				●			○	800円	1200円			・3歳以上小学生までの精神病床入院費用 ・身体障害者・知的障害者・重複障害者・精神障害者（精神病床費用を除く） ※65歳以上は後期高齢者医療制度加入者のみ	小学6年生まで 500円/日（低所：300円/日） ※月7日限度 中学生以上 500円/日 （低所：300円/日） ※月20日限度	500円/月	母子家庭・父子家庭・養育者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の年度末まで	500円/日 ※月7日限度	800円/月
401	北九州市		●		○	○	○	○		●			○	600円（※）	1200円				○ 精神病床入院費用は小学校6年生まで○	○ ただし、訪問看護基本利用料1割負担		小学1年～中学3年まで○	
501	福岡市		●		○	○	○	○		●			○	600円	1200円				○			小学1年～中学3年まで○	
003	大牟田市		●		○	500円					●		○	800円	1200円								
004	久留米市		●		○	500円					●		○	600円	1000円	3500円			中学生入院 500円/日（月7日限度） 低所得者300円/日（月7日限度） 入院高校生以上 500円/日（月10日限度） 低所得者300円/日（月10日限度） 中学3年生までの精神入院費用対象				
005	直方市	●			○	○	500円			●			○	○	800円（小3まで） 1200円（小6まで）				○				
006	飯塚市			●	○	○	500円			●			○	○	1200円				精神入院費用 （18歳に達する日以後の最初の3/31まで対象） ○				
007	田川市		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			中学生以上入院 一般500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)				
008	柳川市		●		○	500円		500円		●			○	600円	1200円					65歳以上○			
011	八女市		●		○	○	○	○		●			○	○	1200円								
012	筑後市		●		○	○	500円	500円		●			○	○	1200円								
013	大川市		●		○	500円				●			○	600円	1200円					65歳以上○			
014	行橋市		●		○	500円					●		○	600円									
015	豊前市		●		○	○	○	○			●		○	○	800円								
016	中間市		●		○	500円				●			○	600円							12歳に達する日以後の最初の4月1日から（12歳の年度末までは子ども医療を優先）		
017	小郡市		●		○	○	500円	500円		●			○	800円	1200円								
018	筑紫野市		●		○	500円		500円		●			○	600円	1200円								
019	春日市		●		○	500円				●			○	800円	1200円								
020	大野城市		●		○	500円				●			○	600円	1200円								
021	宗像市		●		○	500円				●			○	800円									
022	太宰府市		●		○	500円				●			○	600円	1200円								
023	福津市		●		○	500円				●			○	600円									
024	うきは市		●		○	○	500円	500円		●			○	600円	1200円								
025	宮若市		●		○	○	500円				●		○	○	1200円				小学1年生から中学3年生 一般500円/日（月7日限度） 低所得300円/日（月7日上限） 精神病床入院費用対象 中学卒業から65歳未満 一般500円/日（月20日限） 低所得300円/日（月20日限度） 精神病床入院費用対象外 65歳以上○	小学1年生から65歳未満 500円/月 65歳以上○			
026	朝倉市		●		○	○	500円	500円		●			○	○	1200円								
027	嘉麻市		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			○ （中学生までの精神病床入院費用は償還払扱い）			6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども　○ ※6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは子ども医療で助成	
028	みやま市		●		○	500円					●		○	600円	800円					65歳以上○			

平成28年度　市町村制度状況一覧　　H28.10～

NO	市町村名	子ども医療(81)																障害者(80)			ひとり親(90)		
		入院								通院								対象範囲	1月あたりの自己負担【〇:自己負担なし】		対象範囲	1月あたりの自己負担【〇:自己負担なし】	
		助成対象			1日あたりの自己負担額【月7日限度】【〇:自己負担なし】					助成対象			1月あたりの自己負担額【〇:自己負担なし】						入院	通院		入院	通院
		小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末						
029	糸島市		●		○		500円			●			○	800円	1200円				中学生入院 一般500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限) 高校生以上一般 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)				
052	那珂川町		●		○	○	○	○		●			○	○	1200円								
054	宇美町		●		○		500円			●			○	800円	1200円				中学生入院 500円/日(月7日限度) 低所得者300円/日(月7日限度) 入院高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度) 中学3年生までの精神入院費用対象				
055	篠栗町		●		○		500円			●			○	800円	1200円				中学生入院 中学生:500円/日(月7日限度) 低所得者300円/日(月7日限度) ・精神入院費用は対象とする ・高校生以上入院 一般500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限)				
056	志免町		●		○		500円			●			○	800円	1200円				中学生入院 500円/日(月7日限度) 低所得者300円/日(月7日限度) 高校生以上入院 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度) 中学3年生までの精神入院費用対象				
057	須恵町		●		○		500円			●			○	800円	1200円				中学生入院 500円/日(月7日限度) 低所得者300円/日(月7日限度) 入院高校生以上 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度) 中学3年生までの精神入院費用対象				
058	新宮町		●		○	○	500円			●			○	○	1200円				○				
059	古賀市			●	○		500円			●			○	800円	1200円				3歳以上18歳年度末まで 500円/日(月3500円を上限) 低所得300円/日(月2100円を上限) 19歳以上 500円/日(月10000円を上限) 低所得300円/日(月6000円を上限)				
060	久山町		●		○		500円			●			○	800円	1200円				中学生 一般500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限) 高校生以上 一般500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(月10日上限) 中学3年生までの精神入院費用対象				
061	粕屋町		●		○		500円			●			○	800円	1200円				中学生入院 500円/日(月7日限度) 低所得者300円/日(月7日限度) 高校生以上入院 500円/日(月10日限度) 低所得者300円/日(月10日限度) 中学3年生までの精神入院費用対象				
067	芦屋町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			中学3年まで〇 中学3年生までの精神入院費用対象	中学3年まで〇		中学3年まで〇	中学3年まで〇
068	水巻町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			中学3年まで〇 中学3年生までの精神入院費用対象 高校生以上一般 500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限)	中学3年まで〇		中学3年まで〇	中学3年まで〇
069	岡垣町		●		○	○	○	○		●			○	○	800円				小学生・中学生〇			小学生・中学生〇	
070	遠賀町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			中学3年まで〇 中学3年生までの精神入院費用対象	小学6年まで〇		中学3年まで〇	小学6年まで〇
071	小竹町		●		○	○	500円	500円(※)		●			○	○	1200円								
072	鞍手町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			中学3年生まで〇 中学3年生までの精神入院費用対象 65歳以上入院 一般500円/日(月10日限度) 低所得300円/日(月10日限度)	中学3年生まで〇		中学3年生まで〇	中学3年生まで〇
075	桂川町			●	○	○	500円			●			○	○	600円				〇 精神障害健康福祉手帳取得による受給者の精神病床への入院は18歳に達する以後の最初の3月31日まで対象 ※小学校就学前の児童は、子ども医療を優先			12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先) 医療機関ごと 500円/日(月3500円を限度)	12歳に達する日以後の最初の4月1日から(12歳の年度末までは子ども医療を優先) 医療機関ごと800円/月

平成28年度　市町村制度状況一覧　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　H28.10～

NO	市町村名	子ども医療(81)																障害者(80)			ひとり親(90)		
		入院								通院								対象範囲	1月あたりの自己負担【○:自己負担なし】		対象範囲	1月あたりの自己負担【○:自己負担なし】	
		助成対象			1日あたりの自己負担額【月7日限度】【○:自己負担なし】					助成対象			1月あたりの自己負担額【○:自己負担なし】						入院	通院		入院	通院
		小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末	小学生	中学生	18歳の年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳の年度末						
096	大刀洗町		●		○	○	500円	500円		●			○	○	1200円								
098	大木町		●		○	500円					●		○	600円	1000円	3500円			中学生一般 500円/日(月7日上限) 低所得300円/日(月7日上限) 中学生までの精神入院費用対象				
103	広川町		●		○	○	○	○		●			○	○	1200円								
111	香春町		●		○	○	500円			●			○	○	1200円								
112	添田町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			中学3年まで○ 中学3年生まで精神入院費用対象			中学3年まで○	
114	糸田町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			中学3年まで○			中学3年まで○	
115	川崎町	●			○	○	○			●			○	○	○				小学6年まで○			小学6年まで○	
118	大任町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			中学3年まで○ 中学3年生までの精神入院費用			中学3年まで○	
119	赤村		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			3歳～中学3年生　○ 中学3年生までの精神入院費用対象				
120	苅田町		●		○	500円					●		○	600円					中学生以上 500円/日 低所得300円/日 (月10日限度)	3歳以上○			
125	吉富町		●		○	○	○	○			●		○	○	800円				3歳～中学3年生　○ 高校生以上一般 500円/日(月10日上限) 低所得300円/日(10日上限)				
129	筑前町		●		○	○	500円	500円		●			○	○	1200円								
130	東峰村		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○							
131	上毛町		●		○	○	○	○			●		○	○	800円								
132	築上町		●		○	○	○	○			●		○	○	600円			身体障害者 手帳3級 (1050以上)					
133	福智町		●		○	○	○	○			●		○	○	○	○			中学3年まで○ 中学3年生までの精神入院費用対象	○		中学3年まで○	
134	みやこ町			●	○	500円						●	○	600円									

黒塗 償還払いです(窓口で支払が必要です)
なお、県外受診や他医療併給等で償還払いとなる場合があります。

子ども医療について
※北九州市:就学前の通院自己負担は経過措置で平成31年3月まで500円です。
※小竹町:中学生の入院自己負担は月20日上限です。

障害者・ひとり親医療について
「空欄」については福岡県に準じる。